

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	102
処分の種類	医療特別手当の一時差し止め			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第30条第2項			
処分の概要	医療特別手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく届け出をしないときは、その支払を一時差し止める。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】昭和43年9月2日衛発第648号第1の3(6) 正当な理由がなくて健康状況届を所定の期間内に提出しないとき。			
基準の制定根拠	—			